

令和4年度答申第5号

令和4年 8月26日

松戸市教育委員会
教育長 伊藤 純一 様

松戸市情報公開審査会
会長 後藤 仁哉 印

公文書の非開示決定に係る審査請求に対する諮問について（答申）

令和元年8月1日付け松教生企第160号をもって諮問のあった「松戸市いじめ調査委員会に諮問された件に関する公文書一切。松戸市いじめ調査委員会が発足して以来の全ての年度で」（以下「本件文書」という。）の開示請求に係る公文書非開示決定に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

答 申

1 審査会の結論

松戸市教育委員会が行った公文書非開示決定（以下「本件処分」という。）は妥当である。

2 本件審査請求までの経過

審査請求人は、令和元年5月23日付け公文書開示請求書により、「松戸市いじめ調査委員会に諮問された件に関する公文書一切。松戸市いじめ調査委員会が発足して以来の全ての年度で」について開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

松戸市教育委員会（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、令和元年5月30日付け公文書非開示決定通知書により、松戸市情報公開条例（平成13年条例第30号。以下「条例」という。）第10条第2項の規定に基づき、本件処分をした。

審査請求人は、本件処分を不服とし、令和元年6月4日付け審査請求書により、本件処分に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による審査請求をした（条例第18条第1項）。

3 本件審査請求の趣旨及び理由

（1）本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消して、請求対象文書をさらに特定した上で、請求した情報は、全て開示するとの裁決を求める。

公益上の理由による裁量的開示を実施することを求める。

（2）本件審査請求の理由

文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。

対象公文書が全く存在しないとは到底考えられない。

本件非開示箇所は、いずれも、条例第10条第2項に該当しない。

処分庁は、かねてより対象公文書を違法・不当に狭く解釈して対象公文書の特定を怠ってきた。本件でも、意図的な情報隠蔽があったと言わなければならない。

4 実施機関の説明要旨

松戸市いじめ調査委員会が設立された平成27年4月1日以降、同委員会に諮問された件がないことから、本件開示請求に関する一切の公文書を取得・作成していないため、公文書は不存在であり、条例第10条第2項に該当する。

また、審査請求の趣旨の項に記載されている裁量的開示については、条例においてこのような規定はなく、主張自体失当である。

5 審査会の判断

本件処分に対する審査会の判断は、次のとおりである。

(1) 条例における公文書の開示について

条例は、開示請求権として、何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができること（条例第5条）とともに、公文書の開示義務として、実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならないこと（条例第7条）を規定する。

また、実施機関の責務として、条例の解釈及び運用に当たっては、この条例に定める公文書の開示を請求する権利を最大限に尊重しなければならないこと（条例第3条第1項）を規定している。

(2) 本件文書について

条例において開示請求の対象となる公文書とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」をいう（条例第2条第2項）。

松戸市教育委員会は、情報公開制度の実施機関（条例第2条第1項）に該当するため、実施機関の職員が職務の必要上作成し、又は取得した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機

関が保有している文書は、いわゆる組織共用文書に該当し、開示請求の対象となる。

ただし、開示請求時点で、実施機関が開示請求に係る公文書を保有していないときは、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない（条例第10条第2項）。

(3) 松戸市いじめ防止対策委員会等について

松戸市いじめ防止対策委員会は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第3項の規定に基づき、松戸市いじめ防止対策委員会条例（平成27年条例第16号）により設置された執行機関の附属機関である（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3）。

同委員会は、松戸市教育委員会の諮問に応じ、松戸市立小学校、中学校及び高等学校におけるいじめの防止等のための対策に関する事項及びいじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査に関する事項について調査審議する（同条例第2条）。

いじめ防止対策推進法においては、重大事態への対処について、次のとおり規定する。

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に

対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

本条中「学校の設置者」とは、本市では松戸市教育委員会をいい、その「設置する学校」とは、松戸市立学校をいう。

次に、重大事態が発生した場合には、上記の条文のほか、次の条文が適用される。

(公立学校に係る対処)

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第2項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第2項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

同条第2項中、附属機関とは、本市では、松戸市いじめ調査委員会条例（平成27年条例第5号）により設置された松戸市いじめ調査委員会をいい、同委員会では、松戸市教育委員会からの報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、第28条第1項の規定による調査の結果について、市長の諮問に応じ調査する（同条例第2条）。

(4) 本件処分（非開示決定）について

条例第10条は、開示請求に対する決定等について、実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならないこと及び実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならないが、この場合においては、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解されるものとしなければならないことを規定する。

本件処分について、実施機関は、本件審査請求に関する文書は取得・作成していないと主張しており、その理由として、本件に関しては、松戸市長は、いじめ調査委員会に諮問する等、いじめ防止対策推進法第30条第2項の規定による調査を行っていないことを挙げている。

いじめ防止対策推進法、松戸市いじめ防止対策委員会条例及び松戸市いじめ調査委員会条例等関係法令の本件に対する適用関係については、上記(3)のとおりであること、また、いじめ防止対策推進法では、教育委員会は、重大事態の市長への報告義務があり、市長は、重大事態への対処等のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、教育委員会による調査の結果について調査を行うことができると規定するに止まり、市長部局の職員が当該重大事態に係る文書を職務上作成し、又は取得し、保有していることを裏付けるものではないことからすると、実施機関の説明する上記理由には特段不合理な点はない。

また、当審査会では、実施機関に、改めて文書の存在について確認をしたが、実施機関の説明に不自然な点はなかった。なお、裁量的開示の条文は条例に条文がないほか、公文書の存在を前提とする規定である。

以上のとおり、本件審査請求に関する文書について、実施機関がこれを保有していないと認められるため、本件処分は妥当である。

6 結論

以上により、審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 元年 8月 1日	諮問書の受理
令和 4年 3月16日	第1回審査会（諮問の報告）
令和 4年 4月15日	第2回審査会（審議）
令和 4年 5月19日	第3回審査会（審議・意見陳述）
令和 4年 7月 7日	第4回審査会（審議・理由説明）
令和 4年 8月26日	第5回審査会（審議）